省　令

○外務省令第十一号

外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第二十三条第四項の規定に基づき、在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十八日

外務大臣　林　芳正

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令の一部を改正する省令

在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令（昭和二十九年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係）	**別表**（第一条関係）
欧州地域	欧州地域
エレバン（アルメニア）	エレバン（アルメニア）
キーウ（ウクライナ）	キエフ（ウクライナ）
タシケント（ウズベキスタン）	タシケント（ウズベキスタン）
タリン（エストニア）	タリン（エストニア）
アスタナ（カザフスタン）	ヌルスルタン（カザフスタン）
［略］	［略］
サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）	サラエボ（ボスニア・ヘルツェゴビナ）
キシナウ（モルドバ）	キシニョフ（モルドバ）
リガ（ラトビア）	リガ（ラトビア）
［略］	［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の在外公館に勤務する外務公務員の休暇帰国に関する省令別表の規定は、令和五年四月一日から適用する。

○厚生労働省令第七十六号

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律（令和五年法律第八号）の施行に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年五月十八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則（昭和五十二年労働省令第三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　附　則	1　附　則
（略）	（略）
2　この省令は、令和十年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。	2　この省令は、平成三十五年六月三十日限り、その効力を失う。ただし、この省令の失効の際現に手帳所持者である者については、当該手帳が失効する日までの間は、なおその効力を有する。
3　（略）	3　（略）
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	